

## 特別市（特別自治市）制度の早期実現を求める件

指定都市制度は、大都市特有の行政需要に対応するため、昭和31年に暫定的に導入された制度であり、本市も平成元年に指定を受けた。現在、本市の推計人口は109万人を超えており、東北の中核都市として圏域全体の発展をけん引している。

制度創設以降、道府県からの事務・権限の移譲が進められたものの、地方税制には画一的側面が残り、大都市特有の行政需要と税財源との対応関係が十分ではないと指摘されている。

本市においても、感染症等の危機対応の際に、国と直接やりとりができず、迅速な対応が困難となる懸念がある。加えて、本市には東北のゲートウェイとして、東京一極集中の是正や、人口減少に直面する東北全体の活力向上に資する役割が求められている。

こうした状況を踏まえ、各都市の実情に応じた施策を自主的・自立的に展開できる、新たな大都市制度が求められている。特別市（特別自治市）制度は、権限と税財源の一元化、二重行政の解消、迅速な危機対応、市民に近い政策決定を可能とする選択肢として提唱されており、指定都市市長会からも早期実現を求める要望書が国に提出されている。

よって、国会及び政府におかれては、地域の実情に応じて大都市制度を選択できるよう、特別市制度の法制化に向けた検討を加速させるとともに、制度創設までの間、道府県から指定都市への権限・税財源の着実な移譲を進めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月12日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣官房長官 様

仙台市議会議長 野田 譲